



裁判員 ACT 連続セミナー

実施報告書

2019

裁判員 ACT 連続セミナー

実施報告書

2019



目 次

「きっかけは裁判員」

裁判員になって考えたこと。その後始めたこと。

■第1回 2019年9月7日

青少年を守るNPOを設立した 澁谷友光さん

裁判員の語り場をつくった

裁判員交流会インカフェ九州発起人 天海なつさん（仮名） p1

■第2回 2019年10月27日

子どもたちの「議論」の勉強会を始めた 古平エミさん

地域で少年補導員を始めた 西村昌之さん p8

公開学習会

みんなで考えよう裁判員制度

■第2部 裁判員経験者の話を聞く 2019年12月1日

阿部 哲太郎さん

野田 徹さん

小林 伸哉さん p15

第1回

「裁判員の語り場をつくった」裁判員交流会インカフェ九州発起人
「青少年を見守るNPOを設立した」澁谷友光さん

川畑) はじめに、澁谷さんからお話しいただきます。

澁谷) 青森地裁で裁判員を務めました澁谷友光です。裁判所というのは私にとってあまり近づきたくないところでした。若い頃、暴走族をやっていた時に、裁判所に呼ばれて裁きを受けるようなことがあったんです。それで、二度と裁判所には行きたくないと思っていたのですが、10年前の2009年に裁判員として呼び出されました。私にまわってくるはずがないと思っていたのが、運命のいたずらか、裁判員を経験することになりました。

担当した事件は2006年7月、2009年1月に青森県十和田市のアパートで、それぞれ別の20代の女性に包丁をつきつけ、暴行に及んだ上に現金を奪ったというものです。この2件の強盗強姦事件で、20代の男性が起訴されました。裁判は9月2日から始まりましたが、青森地裁で裁判員制度が始まって初めての裁判員裁判として注目されました。また、性犯罪で女性被害者のプライバシーをどう守るかという点においても全国的に注目されることになりました。

6人の裁判員の中で女性はたった1人で、あとは男性でした。そのことについては後に記者会見などで意見を求められることになりましたが、私は5人の男性たちにも妻や娘など家族がいますので、バランスがずれることはなかったように思います。今日は、セミナーのテーマ、裁判員になったことで考えたこと、始めたことについて話をしたいと思います。

裁判員を通して考えさせられたのは、人を裁くというのは、ほんとうに難しいし、寂しいということです。最後に判決をくだす法廷に向かう時、私は涙がこみあげて止めることができませんでした。検察側は懲役15年を求刑しました。私たちの判決も同じ15年でした。これまでの量刑から考えると、これは倍とも言われるくらい重いものでした。けれどやはり、15年をかけて反省してもらいたいという気持ちで、求刑通りの結論を出しました。

その時私たちは、このまま15年と伝えるだけで、被告人に裁判員の気持ちが届くだろうかと考えました。法廷で彼は、「自分の気持ちは誰にもわかってもらえない」と話していました。彼には寂しい生い立ちがあり、孤立、

孤独の中で、誰もわかってくれない、誰も味方になってくれないと思ってきた。このままただ判決を伝えるだけでは、裁判の後、また同じところに戻ってしまうと思いました。裁判官に「判決の時は裁判長だけが話せるのですか」と聞くと、「最後の法廷では裁判長だけです」と。判決文を考える時に裁判員は参加できるのですが、それだけでは足りない気がしました。そこで、「私たちが判決を下した15年は、決してあなたをあきらめた15年ではない。むしろ15年の中で罪と向き合い、心から反省し、更生してくれると信じる期待の15年だと言ってください」と、裁判長にお願いしたんです。裁判長はそのままメモして、伝えてくれました。判決を言い渡す法廷は泣きながら臨みました。当時、ハンカチ裁判員などと言われたのを思い出します。

裁判員の3つの痛み

澁谷) 裁判員の痛みって何だったのだろうと考えると、3つあると思います。

1つは、私の住む地域で何が起こったかを知ることが、とても寂しい思いでした。今までなら新聞やテレビを通して知っていても、距離がありました。けれども裁判員として事件に向き合うことで距離がなくなるような感覚で、平穏無事だと思っていた地域でこんなことが起こっていたのかという気持ちになりました。

2つめは、犯罪で傷んだ人の痛みを知ることです。私の担当した裁判では2人の女性が被害を受けました。彼女らのプライバシーを守るためにビデオリンクで訴えを聞かせていただきました。傍聴人には声しか聞こえませんが、私たち裁判員はモニターで映像を見ることができました。それはほんとうに強烈なものでした。彼女らがどれほど傷ついたか、命は亡くさなかったといっても、人生において殺されたような体験だった。一生刑務所に入ってほしいと訴えていました。その痛みがダイレクトに伝わるというのは、裁判員の痛みだと思い起こします。

3つめは、罪を犯してしまった人の心をたどる痛みです。法廷では、罪を犯した人のあらいざらいがさらけ出

されます。なぜ彼がそんな心を持ち、その結果罪を犯したのか。彼は生まれてすぐ両親が離婚して、お父さんがいなかった。お母さんも小学校1年生の時に急性くも膜下出血で亡くなって祖母に育てられました。その生い立ちが私にとっても似ていて、まるで自分のことのように被告人の話を聞くことになりました。この心の痛みが、裁判員の経験だったと思います。

被害者、被告人への思い

澁谷 今回のテーマは、裁判員を経験した後ということです。

第一に、被害者たちの回復への思案です。裁判で体験したことは一生背負っていくのではないかと今も思っています。ビデオリンクで聞いた声は今も覚えていますし、彼女らの姿も記憶に残っています。ふとした瞬間に、被害者のことを思い出します。弘前は桜で有名なのですが、家族で花見に行った時、ほんとうに美しく桜が咲いていました。その時、気がついたら涙が流れてたんです。娘に、なぜ泣いてるのかと聞かれたのですが、その時私は、被害者たちのことを思っていました。私たちは満開の桜を見ると、春が来たな、きれいだなと喜べるし希望を持っているのですが、彼女たちを思い出して、彼女らはこの桜を見てそんな思いになれるだろうか、何かできることはないだろうかと考えてしまいました。

二番目は、被告人がその後どうなったかということを考えずにおられないということです。判決は15年でしたが、その後も、今頃どうしてるだろうかと思いつける毎日でした。ある時NHKの記者が訪ねてきてくれて、その記者と親しくなりました。私は牧師なのですが、記者は教会の礼拝にも来てくれるようになり、「被告人に会いたいと思っていて、手紙を出している。会えるように祈ってください」と打ち明けてくれました。すると数日後、「会ってもいい」と返事が来たんです。

彼に聞きたかったことの1つは、「裁判員裁判で良かったと思っているか？」ということです。裁判員が参加して懲役15年の判決でしたが、今まで通りの裁判なら半分くらいだったかもしれません。しかし、彼は「裁判員裁判で良かったと思う」と答えたそうです。記者も、私もびっくりしました。

それはどうしてかと聞くと、「最後の法廷で、裁判員の中で私のために泣いてくれている人がいた。私はあの人の涙を忘れられません」と言ったそうです。嬉しかっ

たです。判決や主文だけでは伝わらない、私たち裁判員の思い。反省し、更生してもらいたい、ちゃんとやり直してほしいという思いが伝わったのだと2人で喜び合いました。

シチズンとして何ができるのか

澁谷 私は東京出身で、奈良県で育った時期もあり、大人になり、牧師になってから青森に来ました。青森に住まわせてもらっているという気持ちでしたが、それだけではなく、このまちの一員として、シチズンとして何かできることはないかなと考えるきっかけになったのが、裁判員の経験でした。

はじめに、ファーズネットという活動を始めました。被告人が法廷で話していたことと自分の生い立ちが重なって、父親がいないことがハンディだと思いました。父親がいない家庭はたくさんありますが、血のつながりはなくても、心のつながりの父親になれるかということで、「このまちの父親になろう」というキャッチフレーズでファーズネットを立ち上げました。

次に、スマイルオンという団体とかかわりました。これは虐待問題に取り組む団体ですが、スマイルオンの皆さんと、家庭についてあらためて考え、できることをやっていこうとしています。

学校でも、PTAや終業式などで話をさせていただいたり、コンサートと一緒に子ども達向けに話したりしています。また、子ども達と身近になれるよう、絵本を読んだり遊んだりするようなコミュニケーションの機会も作っています。

今は共働き家庭が増えていますが、そうして活動しているうちに、「夏休みや冬休みなど学校が長い休みは子ども達をどうするの？」という話が聞こえてきました。そこで、夏休みなど長い休みには青森ジョイフルチャペルでスクールを開きました。とても喜んでいただけて、1日300円いただしてお昼ご飯を提供し、勉強したり、遊んだり、遠足をしたり、雪遊びをしたり、子ども達と時間を過ごす活動をしています。

こういう活動をしていると、痛みだけでは終わらないんです。新しい活動を始める産みの苦しみはありますが、ビジョンや志が生まれて、志を通して、人やまちへの愛になっています。裁判員を経験したことによって、まちの一員にさせていただき、まちづくりの取り組みに参加できるようになったことを、心から感謝しています。

川畑) 続いて、天海さんのお話を聞いていきたいと思います。

天海) 福岡市から参りました、天海なつ（仮名）と申します。会社員です。

川畑) 天海さんは、2014 年に福岡地裁で裁判員を務められました。中州という九州最大の繁華街で風俗店を経営する会社で起こった傷害致死事件で、40 代男性従業員が山中で白骨死体が見つかりました。証人が多く登場して「やった」「やってない」というような事件を担当されたのですね。

天海) グループの中で、トップから「呼び出し」があると、全員が警棒を持って集まるというような異様な慣例を持つ従業員でした。店の売上金を盗っていないかと、暴力で吐かせるなどの行為が日常的に行われていたようです。担当した事件は、グループが経営する風俗店の 1 店舗を任されていた 40 代の男性被害者が、お店の女の子を引き抜いた疑惑を理由に、吊るし上げられ、殴られて死んでしまったという暴行致死、監禁の事件です。複数の加害者が、被害者の足に刃物を刺したり、金属棒で殴ったり、熱湯をかけたり、ツメを剥がしたりという凄惨なものでした。事件発生は 2008 年 11 月ですが、佐賀県の山中で遺体が見つかったのが 4 年後の 2012 年 8 月でした。

川畑) 裁判になるまで 6 年が経っていたのですね。ミステリー小説のページをめくるようだった、パズルのように、関係者の証言や古い記憶を組み合わせでいったと話しておられましたね。

天海) 2008 年に起こった事件ですが、裁判が行われたのは、2014 年の 1 月から 2 月にかけて 15 日間です。証人も「確かこうだった」と記憶を辿るような話しぶりでした。7 人が起訴され、会長は懲役 12 年。私が担当した裁判の被告人は、グループのナンバー 2 とされている男性で懲役 6 年。その他の人達は懲役 2 年から 8 年、もしくは執行猶予付きの判決になりました。

私が担当した裁判の被告人は「指示はしたが、実際に殴ったり蹴ったりはしていない」と、この事件の中で唯一容疑を否認していました。

裁判が行われた当時、「そもそも刑務所に入ったらどんなことをするのか」と裁判官に質問しましたが、納得できる回答はありませんでした。本で読んだ程度で、刑務所の全容は知りません。評議では、量刑分布を見ながら話し合い、精一杯話し合っただけで答に納得していません。しかし、裁判が終わってから裁判員 ACT の活動

に参加し、実際に刑務所に入っていた人の生の声を聞いたり、量刑や懲役について学んだりしました。十分理解しているといえない状況で、6 年と決めてしまったことを深く反省しました。

裁判員の経験を話す場がどこにもない

川畑) 裁判員交流会インカフェ九州でも、受刑経験のある人や刑務官の話を聞いたりしておられますね。多くの裁判員は、「しっかり役割を果たした」という達成感を持っておられると思いますが、天海さんは裁判が終わった直後はどんなお気持ちでしたか。また、交流会インカフェ九州を始めるまでの経緯をお聞かせくださいませんか。

天海) 裁判所から通知が届いた時点で「事前に勉強できる場があるといいな」と思って探しました。Facebook で裁判員 ACT の交流会が見つかりましたが、「大阪なのでちょっと行けそうにないな」と思っているうちに、裁判所の抽選に呼び出され、裁判が始まりました。実際に法廷に通い、終わってみると、重大な事件を担当したのに、その経験を話す場がどこにもないことに気づきました。務め先はメディア関係なので、「天海が裁判員に選ばれた」と聞いた同僚・先輩から質問攻めに合いました。しかし裁判が終わると、「守秘義務があるから天海には一切聞くなよ」という上司の一言で、誰も、何も、尋ねてくれません。当時は 1 人暮らしだったので、「この話は一生、誰にも話すことはないんだなあ」と悶々としながら数カ月が経ちました。そこへ、川畑さんが福岡に来てくださったのです。「どうしてわざわざ大阪から福岡へ？」と思いましたが、「経験者の話が聞きたい。聞けるチャンスがなかなかない」ということ。初めて、裁判を振り返って一から十まで話をしました。「すぐに忘れてしまうから、メモを残しておいた方がいいよ」と聞いて、思い出せることをメモしましたが、裁判直後の新鮮な興奮気味の思いは、だんだん色褪せていくことを、今も感じているところです。

それ以来、裁判員 ACT の皆さんとテレビ会議でお話をさせていただいたり、学習会に参加させていただいたりしました。「福岡県内の大学には法学部があって、研究者も、弁護士もいるのに、市民が学ぶ場がない」と、疑問に感じました。連日法廷に足を運ぶ報道記者もたくさんいる。「みんなで裁判について学ぶ場があり、勉強してから裁判に参加できていたら、判決文は違っていた

かもしれない」と思いました。澁谷さんの話を聞いて、さらに強く感じました。

初めての交流会は2014年11月。裁判員ACTを取材した西日本新聞社会部の一瀬記者や、福岡市の弁護士、長年市民活動をしていた主婦などの強力なメンバーが発起人となり、定期的に語り場をつくることになりました。

2015年1月、インカフェ九州が発足しました。裁判員（イン）経験者の交流会ということで、グループ名は「裁判員交流会インカフェ九州」。お茶菓子をいただきながら、裁判員裁判の体験談を気軽に話し、悩みを打ち明け、解決できたら、と思い命名しました。始めてみると、何人もの経験者が人伝てに来てくれました。「話したかったけど、守秘義務があって話せないのよね」「そうだったんだ、大変だったね」「被告人のことを思うだけで心が痛みますね」そうした共感の言葉をかけてもらうだけでも、心の負担が軽くなり、「墓場まで持っていけないといけない」と思っていた裁判員裁判の経験が昇華されていくように感じました。

語り場「裁判員交流会インカフェ九州」をスタート

天海 裁判員交流会インカフェ九州の活動は、経験者の語り場です。一般市民が司法に関わる経験は社会の財産です。裁判員裁判の体験を持った人たちが、法律の専門家や裁判官や、時には「その事件を傍聴していた」報道記者と出会うことによって、裁判員の経験を異なるチャンネルの活動につなげるきっかけにもなっているように感じます。

参加者の中には「保護司になりませんか」と誘われている女性もいます。ACTのセミナーに参加して、社会的孤立、入口出口の福祉支援が大切だと気づいたことから、「担い手の少ない保護司をやって、受刑者の社会復帰に貢献したい」という気持ちになっておられます。

私自身は、地域づくりや食育の活動コミュニティがあります。裁判員制度を経験し、「社会的に恵まれない境遇にある人の重犯が多い」「出所しても刑務所に戻る人も多い」という現実を知り、自分のコミュニティで何ができるのかということへの関心がより際だってきました。それは裁判を経験した時には分からなかったことです。

死刑囚の弁護人を務めた弁護士は、「赤の他人がどこまで自分と向き合ってくれるのか。たった1人、自分を信頼してくれる人がこの世の中にいることで、救われる

ことがある」という話をしてくれました。弁護士が表面には見えない、お金にはならないたくさんの地道な活動をしていることを初めて知りました。

裁判員を経験し、インカフェ九州に出合ったことで、想像もしなかった自分が今ここにいます。

川畑 インカフェ九州の活動がニュースで紹介された映像を用意していただきましたので、紹介します。

（～ナレーション～「この体験を誰にもシェアできないのは、とても気持ちが重いことに気づきました」女性は、同じような悩みを持つ人がいるのではないかと会を立ち上げた。会には守秘義務についてメッセージや相談が寄せられた。守秘義務のため医者にも相談できない。どこまで話せるのか裁判所に相談したが、納得のいく回答がなかった。「相談できる人がないことは、かなり深刻だなと思いました」より議論を深めようと、守秘義務をテーマに取り上げた。経験者、未経験者、法律の専門家からさまざまな意見が出た。「どこまで話してよいかわからない。一生秘密を守らないといけない」「聞く側も聞いていいのか、悩む。一般市民も知らない聞き手として育たない」「人の口にくちをすることはできない」裁判所が具体的にどこまで話してよいかわからないと貴重な経験が共有できず、裁判員制度が浸透しないのではないかと。「一般市民にわかりやすいものにしてもらわないと、これはどうだったつけ、という迷いがあるようでは、経験は足かせにしかならない。どうしたら体験を共有できるようにするか考えていただきたい」

ご覧頂いた映像は、2019年6月、NHKで放送されたニュースです。守秘義務については多くの指摘があり、インカフェ九州は、市民団体が連携して提案する守秘義務緩和の提言にも賛同されています。インカフェ九州の活動について、具体的にお話しいただけますか。

体験は社会の財産

天海 今、3カ月に1回語り場を開いています。基本的には経験者の話をもっと聞こうという会です。

「体験は社会の財産である」という事例を紹介します。裁判員経験者Bさんは、知的障がいを持つ被告人が、高齢の男性を河原から投げ落として死亡させる事件を担当しました。Bさんは知的障がいをもつ被告人の処遇をととても気にかけていたのですが、裁判の後、家の近所にあるその川の近くを歩くのが怖かった。Bさんはこんな悩みを、大阪・東京・福岡の色んな語り場で話す中で、

朝日新聞東京本社の大久保真紀記者と出会い、交流するようになりました。そしてある時、大久保記者と一緒に、被害現場に行きました。事件には被害者と加害者がいます。彼女が語り場を求めたことで大久保記者と出会い、被害者にも手を合わせることが出来たのです。

「裁判を思い出すのも辛い」という裁判員経験者も少なくない中で、非常に良いステップだなと感じました。なぜなら被害者に向き合うことは、勇気の要ることだからです。私は、まだ出来ていません。私の趣味は登山ですが、白骨遺体が発見された佐賀県の現場方面には、まだ足が向きません。しかし誰かと一緒なら、そういう行動に踏み出せるかもしれません。

Bさんは体験を打ち明けたからこそ、墓参しよう、という思いがけない提案があり、行動に踏み出せた。Bさんは、被害に遭われた方や、加害者のこれからを考えインカフェ九州に参加されていますが、体験をシェアすることから始まった語り場の意義を感じています。

川畑) 裁判員制度が始まって10年経った今、福岡のインカフェ九州や東京・専修大学の「裁判員ラウンジ」など、経験を語り合う場がまだまだ少ない現状があります。3カ月に1回のを定期的に開いてこられた語り場の意義については今お話しいただいたのですが、課題に感じていることや今後の展望についてお話しいただけますか。

天海) 制度については、たとえば「裁判の基礎資料を持ち帰ることはできないか」という議論をしています。裁判所で話し合った内容、検察官の資料などは一切持ち帰ることができないので、事件を振り返ることができません。人の記憶はどんどん薄くなります。個人情報やブラ

イバシーに配慮することも重要ですが、経験を社会的な財産にするためにも、判決に至るまでの経緯を記した資料があれば、さらに身近なところで「こんなことしたんだよ」「こういうことがたいへんだったんだよ」と話せます。裁判員候補者に選ばれた人がその体験を聞くことで、裁判員裁判に興味を持ってもらえるかもしれません。

語り場の有益性は、職業・性別・年齢の異なるいろんな立場の人がいらっしゃることです。私もこれまで知らなかった保護司の活動や、刑務官、裁判官の仕事について聞くことができました。裁判員経験者と同じ法廷で弁護人を務めた弁護士その他、司法記者、研究者として傍聴していた人たちがインカフェで再会したこともあります。同じ法廷にいた人たちと、多数の異なる視点で一つの事件を振り返るのは、非常に面白い体験でした。

事件は人生の縮図、社会の縮図。人間の性を、事件を通して学んだり考えたりしますよね。私は、市民の素朴な疑問として「あれで良かったのかな？」と自分自身に問うことがこの活動を始めるきっかけになりました。これから裁判員候補者になる可能性のある皆さんにも、自分の「知っている」を疑ってみる。そういう視点を持っていただけたら、と思います。

川畑) 今、地域で起こっている事件は社会の縮図ということは、澁谷さんも同じお話をされていますね。

ここまでお2人から、担当された裁判と、裁判員を経験した後の活動について駆け足でお話しいただきました。残りの時間、あらためて裁判に市民が参加する時の私たちの役割や、制度が始まって10年を振り返り、これから裁判員裁判がより良いものになっていくために私たちにできること、これから求められることについて、議論していきたいと思います。澁谷さんと天海さんは、



それぞれ別のアプローチで、裁判員の体験をひとつの経験だけで終わらせるのではなく、深めていき、社会の中で展開していくことを考え続け、実践してこられたと思います。澁谷さんはとくに初期の裁判に参加されたので、この10年の歩みをずっと見つめてこられた立場からご意見をお聞かせいただけますか。

立場の違う人が、共感のまなざしを持って参加する

澁谷 事件は人生や社会の縮図ということが語られましたが、その通りだと思います。事件が起こった。それはとんでもない特例ではなくて、社会が、その事件を発生させる何らかの要因を持っている結果だと思います。事件を鏡のようにして社会を見て、今の時代やまちを写して何をすべきかを考える意味では、事件が起こってブロの裁判官や検察官、弁護士だけにまかせるのではなく、市民が入ることは、大きな変化なのだと思います。

私が担当した事件の被告人は、まちは違うのですが、同じ青森に住んでいたわけですから。最初、事件の話を聞いて、こんな強盗や強姦をするなんてどんな恐ろしい人相の人が出てくるのかという緊張があったのですが、ぱっと法廷が開いてみると、えっ！という。ふつうに当たり前前に歩いていて不思議のないような被告人で、逆に、清潔感さえ感じるようなきちとした印象でした。でも、彼がそういう事件を起こした。なぜそんなことになったのかをもういちど確認しながら、二度とこのような事件が起きないように考えていく。

青森の人たちは温泉が好きなのですが、私たちは彼と一緒に、温泉のお湯につかっていたかもしれない。同じスーパーで品物を選んでいたかもしれない。けれども、事件が起こった結果、一方は被告人としてそこに立っていて、一方は痛みを感じながら裁判員の席に座っている。事件を鏡として、裁判員が発信することで、まち本来が持つべき機能を回復させていくということを考えていけたら、専門家たちがいろんな準備をして始めてくださった裁判員制度の意味が、さらに引き出されていくんじゃないかと思います。

天海 澁谷さんが「桜を見て胸を痛めている人がいるのではないかと思います」と話されました。もし心身共に傷ついた彼女が、こんなことを感じてくれている人がいることを知ったら、どれだけ救われる気持ちになるだろう。閉ざしていた気持ちを誰かに打ち明けることができるかもしれない、と感じました。裁判員の良さは、いろ

んな人生経験を持つ立場の違う人達が、共感のまなざしを持って、被害者や加害者のことを考えていくということかと改めて感じました。

インカフェ九州に参加した裁判員経験者Cさんは、高校教諭で、普段から生徒の薬物問題や、暴力団関係者の事件も多い地域で進路指導をしておられます。家庭に色んな事情があって組の人たちにお世話になるような少年たちをたくさん知っている人です。「裁判員の中には、“被告人は自分たちとは別世界の人”。何故あんなことをするのか全く理解できないという線引きをする大人がたくさんいて落胆した」と話していました。日常的に、生きづらさを抱えた少年たちと向き合っているCさんは、「胸が痛んだ。こんな裁判員裁判なら二度とやりたくない」と残念そうでした。“眼差し”で、裁判というのは変わるのだなと感じました。

澁谷さんのような体験をもっと多くの人が聞く機会があれば、「被告人って、駅で困っていたあの人も。コンビニでたむろしていたあの子かもしれない」と思えるかもしれません。そういう眼差しを持って裁判に臨む人が増えれば、犯罪を起こした少年たちの出所後の地域社会の受け入れも違ってくるかもしれない。福祉政策に市民が働きかけるチャンスになるのかもしれません。自分の立場なら何ができるか、という提案ができるのではないかと感じました。

私が携わってきた食育や地域づくりの活動についても、裁判を経験したことで、手を差し伸べてほしい人がどこにいるのか、を意識するようになりました。

心の準備、知識の準備をして臨みたい

天海 最近、妊娠出産を通して感じたことがあります。高齢出産で実母にも頼ることができず、近くに親戚もいません。産後のケアをどうするか必死で考えました。「産後の母親は孤立しやすく、産後うつになりやすく、自殺も多い」という情報も仕入れていました。ならば母親のネットワークが必要だし、良い分娩に導いてくれる助産師に出会いたい。事前にあらゆることを調べて臨んだら、とてもハッピーなお産体験が出来ました。産後は、ベビーマッサージやママ友達と出会える場所にも足を運びました。つまり10ヵ月あれば、母親教室に通うなどし、子育ての準備も整うのです。

同じように裁判員裁判候補者も、候補者通知が届いてからが準備期間です。手を伸ばせば心の準備・知識の準備

備ができる環境が必要だと思います。いろんな立場の人が知りたいことを学び、気づける場が、裁判員裁判が行われる全国すべての場所にあるのが理想です。候補者通知が届いたら、事前に学習会などに参加し、経験者の体験談や、事前に備えたい知識を得られたら良いと思いませんか。裁判所からの通知に限らず、いろんな人の生の声を聞けるようになっていけばいいなと思います。そうやってようやく、市民がつくる裁判員制度だといえるのではないのでしょうか。

川畑) 大阪ボランティア協会は市民参加や違う立場の人の協働ということを大切にしてきた団体です。今、地域では児童公園でのボール遊びが禁止されています。あるまちで、子ども達からボール遊びをしたいという声が出て、関係者が集まって話し合いをしたのですが、その時、市内には 300 以上の公園があるけれど、市役所がボール遊びを禁止している公園はない。地域住民から子どもがボール遊びをするのが迷惑だという苦情が続くので、市役所が禁止の看板を立てている。ところが、それでは子ども達がかわいそうだという話が出て、「ボール遊びの際の心得」と看板をかけ直し、ボール遊びができるようになった公園があると説明されました。

ひとつひとつ話し合って解決していくということです。私たちは身の回りのことを市役所や学校や、いろんな場面でユーザーとして要求するかたちでまかせてしまい、話し合うことを放棄してきたように思います。あらためてみんなで参加してまちづくりをしようという流れの中で、その一つが裁判員裁判ではないかと思っています。裁判に私たちが参加することも、公園の話と地続きで、法律は難しくてわかりにくいということもありますが、向き合う必要があるのかあなと感じています。

最後に、次の 10 年に向けてこの制度がより良くなっていくために必要と思われることについてお 2 人からご発言をいただきたいと思います。

澁谷) 今、裁判所から通知が来ても断る人が増えていることは、残念だと思います。裁判員は、一生に一度あるかないかの経験です。これを通して、これまで私は、縁もゆかりもなく赴いた青森で暮らす単なる住民に過ぎなかったのが、裁判員になったことで、まちづくり、地域づくりの一員にさせていただいた。意識が大きく変わる大切なタイミングだったと思います。発信し続けるのはたいへんな労力があるのですが、発信していきながら、多くの人に、やって良かったと思える体験をしてほしいと思います。

天海) 身近に、刑務所参観に行ける機会や、懲役とは何かについて考える機会があるといいと思います。法律の専門家だけが裁判をする時代ではなくなったので、私たちは基本的なことを知っているという前提で、通知書を受け取り、裁判に参加することが義務になりました。私たちの税金を使って運営されている公の施設で、受刑者に対しどのような処遇がされているのか、障がいを持つ方に適切なプログラムが施されているのか。現状を知り、考える機会があれば、裁判員になって事件と向き合う時、被告と向き合うとき、その時語りかける言葉が違ってくかもしれません。知りたいことを知る機会は、身近に溢れているのがいいと思います。インカフェ九州でも、いろんな体験をシェアしたいと思いますので、福岡にお越しの際に「体験談を話してもいい」という方は、ぜひご連絡ください。

2019 年 9 月 7 日 (土) 開催
進行：裁判員 ACT 川畑恵子



第2回

「子どもたちの議論の勉強会を始めた」古平エミさん

「地域で少年補導員を始めた」西村昌之さん

川畑) まずゲストのお2人を紹介します。東京からおこしいただきました古平エミさんと大阪の西村昌之さんです。古平さんと西村さんの共通点は、裁判員を務められた後、経験して終わりではなく、その後、マスコミの取材を受けたり今日のような場で経験を伝えてこられたり、被告人の人生に向き合って様々なことを考えてこられたり、また、ご自身が担当された裁判以外の裁判員経験者ともたくさん交流した中で深めたりしてこられたことです。ただ裁判員をしたということではなく、地域で、一市民として活動しておられます。今も古平さんは子ども達のディスカッション講座、西村さんは少年補導員として活動しておられます。はじめに、お2人から自己紹介をお願いします。

西村) 現在は無職ですが、枚方市で少年補導員をしています。みなし公務員という立場で、現在3期目、5年目になりました。

古平) 今日は東京から来ました。職業は歯科医師ですが、治療だけでなく衛生士学校で学生の指導もしています。私が担当した裁判は殺人未遂事件です。幼い頃から何度も窃盗を繰り返して刑務所に出たり入ったりしていた被告人でした。グループホームにいたのですが、うまくいかなくて自暴自棄になったのか、無差別殺人を予告し、ホームセンターで包丁を万引きして見ず知らずの女性を刺した事件です。亡くなってもおかしくないような角度だったのですが、たまたま骨の出っ張りのところに包丁が当たって命に落とさずにすんだ事件でした。懲役10年の判決を出しました。

西村) 私が担当したのは2009年10月の大阪地裁の裁判で、大阪地裁で4件目の裁判でした。偽札をコピーしてコンビニ等で使った事件です。殺人事件ではないので、ほっとしました。判決は2年6ヵ月の実刑です。弁護士は執行猶予を主張、求刑は4年でした。被告人はとても反省していて、その生い立ちを聞くと、なんとか立ち直り支援をしたいという意見が出ましたが、裁判官からは、裁判はあくまで証拠から有罪無罪を考える場で、そこまではやらないという話がありました。裁判員はそれを無視したわけではないのですが、十分評議して納得した判決だったと思います。

被告人の人生と真剣に向き合った

川畑) 西村さんも古平さんも、初めて裁判所に行き、裁判員として被告人と向き合ってみて、これまでの裁判や犯罪のイメージとの違いがあった。また、他人の人生と真剣に向き合って話し合い、結論を出すのは充実感もあるが疲れたということをお話しておられました。裁判員を務めた時の気持ちを振り返ってお話いただけますか。

西村) 私は法学部を卒業したのですが、刑事裁判についてはまったくわかりませんでした。しかし、呼び出しが来た時はひとつのチャンスと思って、裁判員をやりたい気持ちでした。担当した裁判では、犯罪の動機に貧困がありました。また、すこし精神的な障害もあった。ただ、法廷で被告人が反省の気持ちを述べる様子を見て、本当に障害があるのか？と信用できないところがありました。それがスタートでした。裁判は木、金、翌週の月曜の3日間でしたが、週末はずっと、被告人は本当に反省しているのか、それとも弁護士の指導の通り話しているだけなのか、ずっと悩んでいました。他のこともできず、しんどかったのを思い出します。10年たっても、結論は出ないです。

古平) 私は2010年6月の裁判を担当しました。ちょうど娘が小学校1年生にあがった頃で、徐々に仕事に復帰していた時でした。それまでは子育て中心で、9時から5時まで働くような環境ではなかったので、「9時5時か」というのが最初に思ったことです。裁判所に行ったのは初めてで、ここは空港かと思うようなセキュリティにとっても緊張したのを覚えています。当時は選任手続が午前中で、昼食を食べたらすぐに午後から裁判が始まったので、お昼に入る前に法廷に案内されてレクチャーを受けました。案内された裁判員の席は裁判官と同じ列で、法廷で一段高い位置にあるんです。その時、選ばれたことを後悔しました。ふつうの主婦で、立派でもない私が、なんで頭のいい裁判官と並んで、一段高いところに座らなくちゃいけないんだろうと。その時初めて、私はすごいところに参加することになるんだと感じました。これは真面目に向き合わない失礼で申し訳ない、しっかりしなきゃと思って臨んだのを、今も鮮明に



覚えています。

川畑)「一段高い」席については、後にまた違うお気持ちになったそうですね。

古平)「一段高い」というのは、意味があるんだと感じたんです。裁判が始まったら、公平に物事を見ないといけません。被害者の話を聞くと心が痛むし、被告人の生い立ちを聞くとまた、心が痛みます。被告人は虐待も受けているし、ご両親が不明とありました。亡くなっていたら死亡なんですが、「不明ってどういうことですか？」と聞くと、「親に捨てられたとのか、聞いても知らないの一点張りなので不明と書いてある」と説明されました。そんなことってあるのだろうか。事件は被告人だけの責任なんだろうかと思いました。気持ちがあっちにいったりこっちにいったりするんです。それが疲れる原因で、のちの活動の大きな一歩になるんですが、いろんな気持ちに揺れるけれども、一段高いところにいることで、そういう全てを公平に見ることが必要なんだと理解できました。

裁判員をやって、良かったこと

川畑) 裁判が終わった直後は、役割を果たしたという達成感があったのではないかと思います。古平さんは、直後は「良かった」と思っていたけれど、その後「本当に良かったのだろうか」と考える時期があって、今はまた、「良かったと思っている」と話しておられました。西村

さんは、裁判を経験した後の「やって良かった」という気持ちは変化しましたか。

西村) 自分なりに納得するのに、時間がかかりました。通貨偽造は法定刑が懲役3年から無期懲役ということで裁判員裁判の対象事件になっていますが、裁判員裁判にすべきじゃないという意見もあります。裁判が終わった後の記者会見に、私ともう1人の裁判員が出席しました。最初の質問は今もよく覚えているのですが、「通貨偽造事件が裁判員裁判であることをどう思いますか」。予想外の質問でした。裁判の内容について聞かれると思っていたので、質問の意味がわからなかった。最近になってその意味がわかるようになってきました。

私自身は判決には納得しています。執行猶予にはなりませんでした。法定刑より短い懲役2年6カ月になったのは、市民感覚が反映された結果だと思います。裁判が終わって、12月に裁判所から座談会への参加要請があって、経験者7人が参加しました。裁判所が制度の広報用DVDを作成するための座談会でしたので、それ以降、裁判員の経験を前向きな気持ちで受け止めていたと思います。

ただ、2年6カ月は、ずっと気になっていて、その時期が近づくと、もうすぐ出所するのか、更生できているかと、フラッシュバックのように裁判のことが思い出されました。判決は正しかったのだろうか、と考えるようになった頃、誘われて裁判員ACTに参加したのです。裁判員裁判については、まだまだ勉強中です。

市民の意見を反映するためには

川畑 西村さんは法定刑より軽い判決が出たことは、市民感覚が反映された結果だと思うというご意見でした。裁判員裁判では、性犯罪など判決の傾向が重くなっている例もありますが、市民感覚が反映されたのは、主にどのようなところだと思われますか。

西村 被告人の生い立ちを聞いているうちに、この事件が起きたのは当然で、同じ立場だったら自分も同じことをやるかもしれないと思ったんです。たとえば、私ならお金がなくなったら親に借りることができました。そういう環境だった。もし親が貸してくれなかったら。頼る人がいなかったら。同情するのは違うのですが、そういう環境から抜け出す方法を考える必要があるということ、真剣に話し合っただけだと思います。

川畑 でも、裁判長からは、更生を考えるのは裁判の役割ではないと言われて、ずっとモヤモヤしていたということですね。古平さんは求刑通りの判決だったそうですが、市民の意見は十分反映されたとお考えですか。

古平 終わった瞬間は、みんなで頑張ったという感覚で、良かったなと思っていました。今日の夕飯は何にしようかと思いながら参加していたのは恥ずかしくて申し訳ない気持ちでいっぱいでした。

終わってみて、後悔したことがあります。自分は評議にきちんと参加できていたのか。そうじゃなかったんじゃないか、ということです。その理由の1つは、私たちが懲役10年と判決を決めた後の、行く先のことを知らなかったことです。刑務所に行くことは知っていても、刑務所がどんなところか知らないままにその人の送り先の期間を決めたことを後悔したし、裁判員制度についてきちんとした理解を得ないまま臨んでしまったので、もうすこしきちんと評議できたんじゃないかと、あとから後悔しました。

私が参加した裁判は、男性は補充裁判員の方が1人であとは全員女性でした。よく話す人が何人かいたので、私はつい聞き役になっていたのですが、両極端の意見が出ると、「ちゃんとしなきゃ」と思ってしまう。言いたい放題の意見が出ると、なぜか、私がまとめ役をしないといけなような気持ちになってしまって、苦しんでいた自分に、あとから気づきました。後悔したもう1つの理由は、評議では全員が意見を言わないといけなくて、ちゃんと納得しないまま、自分の言葉で意見が言えていなかった。言わされていたというか、納得した言葉で評

議していなかったということがわかったからです。ついこのあいだまで後悔して、申し訳なかったと思っていた。なぜ今、やってよかったと思うようになったかというと、自分が苦しんだ理由が明確になったからです。

それから、ある時ママ友が、私が裁判員の経験を話す活動をしていることを知ってくださって、「古平さん、たいへんだったわね。裁判員やったのね。見たわ、新聞で。かわいそうだったわねえ」と声をかけてくださったことがありました。「私ってかわいそうな人なの？ 裁判員に選ばれたことを、世の中の人にはかわいそうと見てるなんて。裁判員の経験を、かわいそうなことのままで終わりたいくないな」と思い始めて、裁判員になったことで、何がいいことになるかを考えようと思いました。今では、経験者が増えることによって、いいことがもっと見えてきたらいいなと思っています。

川畑 「よくそんな怖いことしたね」と言われてショックだったと話す裁判員経験者もおられました。裁判というと、かわいそう、怖い、暗いというイメージを持つ人が多いですね。

暗い、怖いのイメージと守秘義務

西村 私は、あちこち言いふらしました。もちろん守秘義務は守りますが、裁判の経過や、苦しんだことを吐き出すように話しました。そうすると気持ちが軽くなりました。誰にも言わないで苦しんだ裁判員の方とはちよつと違うかもしれないです。家族にも言わなかったという人も多いですが、私はそんなことしたら病気になりそうです（笑）。

話を聞いた人たちから、否定的なコメントはなかったのですが、多くの方は、「ようやったな。自分には人を裁く資格はない」というようなコメントでした。やってみたいという人は、ほんのわずかで、ほとんどいないです。私も経験者を探していますが、選ばれていても言わないのか、簡単には見つからないですね。裁判員ACTで6年活動していますが、今年初めて1人の経験者が見つかり、話を聞かせていただくことができました。これからは大いに探していこうと思います。経験者の話は、たくさん聞くほどいい。そうしないと、現状がいいとか悪いとか、わずかの経験談だけでは、判断できないと思います。長いスパンで見て、たくさん声を聞かないと裁判員裁判が育たないと思います。

古平 なかなか経験者の声が聞こえないということにつ

いて、先日参加した会議でも話題になりました。裁判員施行状況に関する検討会が開催され、先月9月25日に私も参加しました。その時、経験者がどうして声を上げられないのかの理由について弁護士さんたちが提言していたことを紹介します。守秘義務の範囲の理解が、人によってそれぞれ違うんです。裁判で見聞きしたことや裁判員の経験は大いに話していい。評議室で話したことは守秘義務があって、違反すると罰金50万円、または懲役6カ月という説明を受けます。しかし、その受け取り方、理解が人によって違うんです。守秘義務が課せられている範囲がどこまでと考えるかが人によって違って、裁判員になったことも言うてはいけないと思っている人が多いので、経験者の声が広がらない。だから、周囲が聞いても、答えられないと口をつぐむ人が多く、経験者とあまり出会えないのかなと思います。

ディスカッション講座を始める

川畑) まだまだ経験者の話が聞こえてこない現状の中、お2人は裁判員の経験を話すだけでなく、地域で活動をされています。古平さんがディスカッション講座を始めたいきっかけは、どのようなことですか。

古平) ある時、読売新聞の主催で裁判官、検察、弁護士、裁判員経験者で対談をする機会がありました。当時私は、裁判員なんてやらなきゃよかったと、いちばん病んでいて、どうしてこんな制度を作ったんだと考えていた時期でした。私は休憩時間、隣の席の検察官に文句を言うような気持ちで、「裁判員裁判って何のために始まったのですか？」と聞いたんです。「市民の風、市民感覚を入れるため」と説明されて、「それって、裁判がよくなるために私たちが駆り出されて苦しい思いをするってことですか？」とさらに聞きました。

「いやいや、違いますよ。さっき古平さんが、裁判経験をやる前と後で、犯罪が他人事じゃなくなったと話していたでしょう」。たしかに私は、犯罪イコール悪いこと、悪いことをする人は悪い人で、犯罪は私には関係ないと思っていました。裁判員をやってみて、犯罪をしたことは悪いことだけど、犯罪した人を全部悪い人とは思わなくなったし、他人事とは感じなくなったことは事実です。検察官は、「そういう経験者が増えたら、コンビニに防犯カメラがつくと万引きが減るように、そういう目線の人が増えると、犯罪が減るんですよ」と話してくれたんです。

スーパーでお買い得の鶏肉を買って、子どもの大好きなから揚げをつくって、子ども達に美味しかったと言ってもらって。そんなふうに、お互いにウィンウィンみたいにいいことにつながるのかと思うと、納得できたんです。その検察官が話してくれたことが、生活感覚としてすーっと入ってきて、裁判員裁判をやった経験が増えることは、犯罪が減ることにつながって、社会にも大事な、いいことなんだとわかった。いいことにつながるなら、いい評議をしなくてははいけない。私自身を振り返ったら、納得できる評議ができていなかったのも、いい評議ができるためにはどうしたらいいのかと考えました。その時は上の子が小学校5年生、下の子が3年生の時でしたが、この子ども達がちゃんと考える力、自分の意見を言う力、相手の意見を聴いてそれをどう考えるか、解決策を考える経験を積み、きっと私みたいによくわからないまま参加して後悔したり思い悩むことはないだろうと思いました。それで、子ども達に考える力、意見を言う力をつけてもらおうと考えました。

大事なものは、友達から本を借りて、汚すつもりはなかったけど、結果的に汚れてしまったというようなトラブルの時に、汚してしまった方、汚された方の両方を経験してもらうことです。そうすると、気持ちの変化や、そこでいろんなことに気づくことがあります。解決策を考える時に、どちらの気持ちも客観的にわかっていくことが大事なステップです。私は、評議の中で被害者の話を聞けば被害者に加担し、被告人の人生を聞いてこの人の責任じゃないと揺さぶられてとても疲れていました。そういう気持ちを、「あ、私は今、こう思ってるんだ」と客観的に理解することができたら、苦しみや疲れが減るんじゃないかと思うので、ディスカッション講座では、立場によって気持ちが変わるということを子ども達に経験してもらっています。

川畑) 子ども達のディスカッション講座は、少人数のグループ、6回のプログラムで、今お話しされたようなプロセスを深める話し合いを続けておられるんですね。古平さんのブログでもこの内容は紹介されていますので、関心のある方はご覧になってください。

古平さんは、裁判員をした後、模擬裁判も経験されていますね。

古平) ディスカッション講座をしていた子ども達のお母さんたちと一緒に裁判員ネットの市民モニターに参加したんです。裁判を傍聴して模擬評議をしました。私は実際に裁判員をやったので、どういう順序でどのように手

続きが進むのか裁判の一連の流れを知っているけれど、ディスカッション講座のお母さんたちは初めての傍聴です。4日間くらいの裁判で、シンガポール人が覚醒剤を密輸した事件でした。被告人は「僕はだまされた」といって弁護側は無罪を主張していました。検察側は、覚醒剤を持っているのだから間違いなく有罪だという真っ向から対立した主張で、模擬評議でもいろんな意見が出ました。私はディスカッション講座を始めるにあたって、自分に足りなかったものに気づいていたので、そこをふまえて臨んだ模擬評議でしたが、お母さんたちは初めての参加です。模擬ではあったけれど、色々話し合っただけで判決を出しました。それは実際の判決とはちょっと違ったのですが、お母さんたちは、もっとこうだったのかもしれない、違う判断もできたよね、と後から後から、モヤモヤ感をずっと口にされていたのです。そのモヤモヤした感覚は私の裁判の時と同じだと思いました。でも、私は納得した議論ができたので、すっきりした気分でした。自分の意見に責任が取れる気持ちでいられるのは、大きく違うと思いました。やはり、知っていて臨むのと、知らないで参加するのはこんなに差があるのかと実感しました。

少年補導員として、地域の役員として

川畑) 裁判員を経験したことをきっかけに社会で起こっていることに向き合う人が増えて、犯罪が減るということは、西村さんもよく話しておられます。ACTメンバーで以前、矯正施設を訪問して受刑者と意見交換してきた時にも、西村さんは、「裁判員の多くは、裁判で終わりではなく、判決を出した被告人がその後どうなったか考えている」というメッセージを伝えてくださいましたね。西村さんは、裁判員が裁判に参加してどんな良いことがあると思われませんか。

西村) 私自身は ACT に参加したこと、少年補導員になったことが大きな転機になりました。ACT に参加したのは、自分の参加した裁判を検証したいということがあったかもしれませんが。裁判で、被告人の人生に関わったという気持ちになりました。裁判でそういうことを考えるのはよくないと説明されましたが、専門家でない市民が参加する時に、ふだんの言葉で話し合うのが大切だと思うのです。法律のわからないことは質問して理解しましたが、事件については、ふだんの言葉で議論するのは当然です。そういう空気を評議に持ち込むことが裁判員の

役割だと確信しています。被告人の人生や事件の背景を考え、人生を考えることはいいことだと思っています。今年は裁判員制度 10 年の節目なので報道も多く、シンポジウムなども開催されました。私が参加したシンポジウムで、ある裁判官が、「裁判は人生を語る場ではない」と言いました。しかし、私は違うと思っています。裁判員裁判で、市民が自分の言葉で、そこを真剣に語り合うことは大事だと思います。裁判官にはそれを受け止めてほしいと思っています。

少年補導員は活動範囲が広くて、小中高校の校区単位の連絡会議などや成人式などの行事にも参加して、地域との情報交換を、警察と連携して毎月の夜間パトロールなど地域内を制服と身分証を持ってパトロールしています。子ども達の情報を聞いて、生活状況もふまえ、学校と連携しながら活動していますから、子ども達はみんな顔見知りです。裁判員として取材を受けてきたので、地域活動の場面にテレビカメラが入ったこともあって、私が裁判員をしたことを知っている人も多いです。お山の大将のような悪ガキが、私の顔を見て逃げるようなこともあります（笑）。

最近個人情報扱いが厳しくなってなかなか情報が入ってこなくなり、家の中でゲームで遊んで、スマホで情報交換している子ども達が多く、課題が見えにくくなっているので、ネット犯罪対策の講習会なども取り組んでいます。

川畑) 西村さんは、自治会長もしておられて、地域コミュニティで貢献しておられますね。

西村) 自治会長も 6 年目です。進んでやっているわけではないのですが、他に引き受けてくれる人がいないので。最近は市からコミュニティへの期待が大きくなっていて、自治会の他にコミュニティ組織の役も引き受けていますので、なかなか忙しいです。少年補導員は、初めは欠員が出たことから頼まれたのがきっかけでした。地域でずっと活動していたので、断れずに引き受けたのですが、ACT の活動で学んだことも手伝って、地域コミュニティが大切だと考えるようになって、継続して活動しています。

川畑) 裁判員の役割や、市民参加の意義について、これからもっと語り合っていく必要があるのに、なかなかそのような機会や場が作れていない現状です。お2人からも今後についてのご意見をお聞きしたいと思います。さきほど古平さんが紹介してくださった法務省の検討会も、制度が始まって 10 年経って初めて、裁判員経験者

が参加したという状況だったのですね。

古平) 9月25日、東京は土砂降りの雨でした。電車も止まっている中、法務省に出向きました。検討会で裁判員にどのような意見を求めているのかについて、シェアします。質問内容は9つありました。

1つは、経験する前の刑事裁判の印象はどうだったか。裁判員裁判をやってみて印象は変わったか。これは基本的なことですね。2番目は、裁判で検察官および弁護人の冒頭陳述や論告弁論はわかりやすかったか。改善すべきことはあるか。3番目は、証拠調べについて証拠の内容はわかりやすかったか。もっと見たい証拠はあったか。改善すべき点はあるか。4番目は、証人尋問や被告人質問はわかりやすかったか。5番目は、評議に十分参加できたと感じているか。法的概念や量刑の考え方について裁判官の説明は理解できたか、評議の進め方に改善すべき点はあるか。6番目は、守秘義務の範囲や内容について裁判官の説明は理解できたか、守秘義務についてどのように感じているか、不都合を感じることはあるか。7番目は、裁判員として参加するにあたって職場や家族などの関係で苦労はあったか、参加しやすくするための工夫や配慮として要望したいことはあるか。8番目は、裁判員として参加した裁判が終了した後、心境や考え方に

変化はあったか。9番目に、その他意見や要望はありますか。という内容でした。

4人の経験者が意見を述べました。今、裁判員の候補者になって何か不安なことがあっても、心配なことについて誰か教えてと公には言えません。私たちの経験を話すことにも制限があるし、知りたい人も奥深くまで知ることができない現状です。これではやはり、裁判に負のイメージがつくし、候補者になった人がやっぱりやめとこうと思うのは自然な流れだと思います。辞退率も増えているし、呼び出しが来てもドタキャンのように連絡もしないで欠席する人が増えています。でも、よく考えたら、それがずっと続いて、裁判員をやりたい人だけで裁判が行われるようになると、それは市民の意見を活かした裁判になるのかという疑問が残るということを実感した会議でした。

川畑) 西村さんは、小学校の授業でも経験を話されたことがありますね。彼らにどんなことを伝えたのですか。

西村) 小学校6年生の授業で経験者として裁判員裁判の話をしました。社会科で制度を学ぶというのではなく、安全教育の一環として取り組まれたものです。制度について基礎的なことはすでに学んでおられましたので、私



からは、なぜ事件が起こったのか、背景を考えてほしいということ話をしました。2クラスでしたが、時間を延長してたくさんの質問が出ました。授業が始まる前、裁判に参加してみたいという意見は1つのクラスが3割ほど、もう1つのクラスが6割ほどでしたが、授業の後、裁判員に参加してみようという意見が増えたと聞いています。子ども達が大きくなったら、自分の言葉でしっかり参加してくれるだろうと思いました。辞退を増やさないためにも、子ども達にしっかり伝えていくことの重要性を感じました。

古平) いい小学校ですね。中1の娘は公民の授業で、教科書に裁判員裁判が載っていて、明日授業に出てくると嬉しそうにしていたのですが、実際には、「2009年から制度が始まりました」と1秒で終わったとがっかりして帰ってきました。将来参加する可能性のある子ども達にちゃんと教えるのは、すごいなと思います。子ども達からはどんな質問が出ましたか。

西村) 事件のあった学校なので、安全教育という特別なプログラムに取り組んでおられて、裁判官や弁護士をめざす子どももいるような学校です。質問は、なぜ補導員をしたのかというのが多かったです。裁判員裁判については、制度の基本的なものと、守秘義務にふれるようなことが多かったです。そこがブラックボックスなので答えられない。だからなかなか検証できないということを説明しましたが、子ども達はよく勉強していたので、そこが聞きたかったようです。いつか、守秘義務が緩和されて、個人情報以外についてもっと話せるようになり、裁判員裁判の内容がもっと伝えられるようになればいいと思っています。

経験者として伝えたいこと

川畑) 最後に、お2人から、裁判員裁判の今後について、ご意見をいただきたいと思います。

西村) 守秘義務ですが、裁判員は評議の秘密を話してはいけないということになっています。一般社会でも、営業の仕事でいちいち秘密を漏らすことはしないと思います。話してしまうと社会的信用を落としてしまいます。それと同じで、裁判員裁判においても、個人情報は守る必要がありますが、それ以外の内容、評議の経過や多数決については話しても問題ないように思います。裁判所はやはり、守秘義務の緩和を考えてほしい。将来的には、裁判所が市民の日常の空気を法廷に入れるというなら、

もう少し守秘義務を緩和して裁判員を信用してほしいです。守秘義務の違反が懲役とか罰金50万円というのはおかしいと思います。進んでやっていることでなくて、制度ができて義務で参加しているのに、一生守秘義務に拘束されて、死ぬまで罰則があるというのは、何か信用されていないように感じます。海外では陪審員の経験が出版されたりしています。改善してほしいと思います。**古平)** 50万なんか絶対払いたくないと、自分で自分の首を絞めて話すのをやめようと思っていたこともありましたが。私たちは税金を当然のように払っています。税金は社会のために使われている仕組みに納得して、税金を払っています。裁判員も税金を払う感覚で、同じように社会のためにという感覚で気軽に参加できるようになるといいと思います。断らないで参加してほしいと思っています。しかし実際、夫は泌尿器科の医者でクリニックを開業しています。スタッフが8人いて、もし呼び出しが来て、2週間裁判に参加しますと言われたら。その間の給料を補償して、1人いない分の仕事をカバーすることを想像したら、ちょっとお金が足りないかなあ…。申し訳ないけれど断ってほしいと言いたくなる気持ちもわかります。これは難しいと思います。裁判員裁判に参加した人の話を聞くと大手企業で、上司が理解して断ってはいけない、大いに行っておいでと言って送り出してくれて、有給休暇もある。でも、夫のクリニックのスタッフならちょっと待つてと言いたくなる気持ちがある。そういう差があるのが現状です。これから改善することがたくさんあるし、時間もかかると思いますが、参加することが大事な裁判員裁判になるといいなと思います。

2019年10月27日(土)開催

進行：裁判員 ACT 川畑恵子

第2部

裁判員経験者の話を聞く

阿部 哲太郎さん

野田 徹さん

小林 伸哉さん（裁判員 ACT・進行）

小林）神戸新聞報道部記者の小林伸哉です。第2部の進行を担当します。昨年（2018年）春から裁判報道を担当しています。記者として裁判所担当になる前に裁判員の呼び出しがあり、担当になってから強盗致傷事件の裁判員裁判に参加しました。日頃法廷で見ている裁判官や検事がおられましたので、記者には入ってほしいと思われたかもしれませんが、抽選で選ばれて裁判員を務めることになりました。

今日は裁判員裁判を意識したテーブルの並べ方になっています。少し角度をつけてお互いにアイコンタクトしながら進めていきたいと思います。

私たち3人はたまたま、全員が強盗致傷事件を担当したのですが、私の担当した事件の被害者は女性です。買い物しようとしてコンビニの前に車を停めていたのですが、このコンビニで万引きをしていた被告人が、開いたまま駐車している車を物色していたところに女性が戻ってきて、女性を殴って路上で引きずり倒し、逃走したという事件です。2018年の6月の裁判でした。起訴状を読んだ後、概ね認める証言をした後、被告人が「気分が悪い」と言って裁判が中断し、続行できなくなりました。裁判は延期され、9月に4日間の裁判に従事しました。判決は懲役4年6月でした。

野田）こんにちは。野田徹です。建設企業で会社員をしています。担当したのは今年2019年1月25日～2月18日の間の10日間の裁判です。初日は選任手続だけで、裁判に携わったのは翌週の月曜日から9日間です。担当した事件は強盗致傷と住居侵入罪で、被告人は罪を犯したことについては認めていました。

被告人は59歳の独居男性で、中学卒業後、万引き、逮捕、懲役を繰り返していました。51歳までその繰り返しをしていたそうです。51歳を機に反省し、生活保護を受けながら真面目に暮らしていたようですが、悪い人と出会ってしまって詐欺に遭い、借金取りに追われて、借りていた家を追い出され、新今宮駅近くの路上で野宿していました。そんな中、住む家と金に困り、70代後半の老婦人が郵便局ATMで現金をおろしているとこ

ろを目撃し、尾行して自宅で現金をひったくり、重症を負わせたという事件です。検察側は懲役7年を求刑し、弁護側は5年の判決を求めましたが、判決は懲役6年になりました。

阿部）こんにちは。電器メーカーに勤める会社員です。2019年1月16日に選任され、翌週から5日間の裁判を担当しました。担当した事件は、住居侵入および強盗致傷ですが、複数回にわたる事件でした。被告人は、ベトナムから日本語を勉強しようと来日した学生さんでした。女性やお年寄りを狙った犯行で、被害者を縛りあげたりナイフをちらつかせたりと、ちょっと凶暴な事件でした。被告人は罪状を認めており、争点は、「被害者の女性の首を絞めたかどうか、突き飛ばしたのか」でした。結果は懲役8年の判決でした。検察側は求刑懲役12年、弁護側は4年を求めていました。

ベトナムでは闘鶏が流行っていて、闘鶏で借金をしてしまったのが犯行の動機でした。私たちは闘鶏について知らなかったので、いろいろ調べて闘鶏の話もたくさんしました。

小林）順を追ってお話を進めていきたいと思います。毎年11月中旬になると、翌年の候補者に、裁判所から「名簿記載通知」が届きます。ふだん新聞社で「振り込め詐欺に気を付けよう」と伝える立場なのですが、裁判所からの封筒を見た時はすごく嫌な感じで、民事訴訟を起こされたかなと思いました。

次に、実際に裁判の候補者になったので、何月何日に裁判所に来てくださいという郵便が来ます。これに出席すると、個別の事情などを話した上でデジタルの抽選になります。最近の神戸地裁の動向を見ると、80～100人を呼び出して、30～40人くらいが選任手続に出席し、そこから8人が選ばれています。行けばけっこう当たるかなという感じです。私はやる気満々で行って、当たった時はこんな幸運なことはないと思って臨みました。お2人は呼び出されてから実際に裁判が始まるまでの心境の変化はどうでしたか。

13900 分の 1 の確率

阿部) 私は実は、選ばれると思ってなかったんです。ネットで調べても裁判員になる確率は 1 万何分の 1 とか低いということだったので。心境といわれても……、お話しできるようなことが何もないんです (笑)。

野田) 2017 年の 11 月に名簿記載通知が届いた時は、裁判所の封筒だったので、交通違反もしてないし、詐欺まがいのものかなとドキドキしながら封筒を開けました。客観的理由がないと辞退できないということが書かれていて、辞退する場合のアンケート用紙が同封されていました。その時は仕事が忙しかったので、多忙な時期を書いて返送しました。

その後 1 年くらい何も連絡がなかったので、もう連絡はないのだろうと思っていたところ、2018 年 12 月 7 日に大きな封筒が来ました。「裁判員候補者に選ばれたので、1 月 25 日に大阪地裁に来てください」「一方的に断ることは許されない」という文面で、裁判所に行きました。三権分立の中で司法にかかわることは他にないので、これは辞退せずにがんばって行こうと決意して、選任されるようにアピールするぞという崇高な志を持っていました (笑)。

会社の上司に報告すると、「ほんまに選ばれたん？ それって確率的にどれくらいなん？」と言い出してスマホを出してググりだして、13900 分の 1 だと。「野田、今年は当たり年やな。宝くじ買ったら 1 億円当たるんちゃうか。行ってこい」と許可が出て、無理なく参加することができました。

小林) 私は新聞記者なので、忌避されるのではないかと、あえて個別面接を申し込みました。別室で色々聞かれましたが、事件にはまったく関係がないし、ぜひやりたいと猛烈にアピールしました。皆さんもせっかく行かれるのなら、個別面接を申し込んでみてください。お 2 人は裁判員に選ばれた後、仕事や家庭のやりくりは大変ではなかったですか。

阿部) 家族は妻と、中学生と小学生の子どもが 2 人の普通の家庭です。苦労したのは、社内の調整でした。まず上司に話をしたのですが、これまで裁判員に選ばれたり、そもそも呼び出しがあったという前例がなくて。上司が、「行ってこい。仕事は調整する」と言ってくれて、私にも気遣ってくれて、ふだんからそうしてくれればいいのにと思いました (会場笑)。年休の他に、裁判員を務めた日数だけ付与される特別有給休暇があって、ありがた

かったのですが、逆に年休を何日か取らないといけないう決まりのため、消化するのに苦労しています。

裁判の話はストレスがかかるかと思って、子ども達には言わず、妻だけに話して参加しました。ところが、いつもと違う時間帯に家にいるので、子ども達が「パパ、首になったの」と言い出して、妻もフォローしきれなくなって、本当のことを打ち明けました。

野田) 私も上司がフォローしてくれて助かりました。子ども達は就職したり家を出ているので妻と 2 人暮らします。ふだんはいつも、パートから帰ってきた妻の愚痴を聞いていたのですが、裁判の 10 日間だけは、「どうだった、今日は？」と私の話が酒のアテになりました。守秘義務があるので言えないこともあるのですが、事細かく聞かれて、私が事情聴取されている気分でした。

いちばん苦労したのは、1 月 25 日に選ばれて土日をはさんで翌週から裁判なのですが、私の仕事は月末がとも忙しくて引き継ぎをするのが大変だったことです。土日をはさんだとしても 3、4 日は日をあけていただけたら、スムーズに仕事の引き継ぎができたと思います。他の裁判員も同じ意見でした。

小林) 神戸新聞で裁判員をしたのは、たぶん僕が 2 人目です。私も特別休暇があって上司も行ってくいと言ってくれたのですが、上司がフォローしてくれるということではなく、1 人でなんとかやってという雰囲気でした。裁判員裁判の期間中に裁判所の担当として記者クラブに入出入りすると誤解を与えかねないし、業務にかなり制限がありましたが、そういうやりくりをしても、裁判員を務めた意味はあったと思います。

取材の経験でも、野田さんが話された、選任されてから裁判までの期間についての苦情はよく聞きます。たとえば、午前中に選ばれて午後からいきなり裁判が始まるということもあります。最近はそれは減ってかなり緩和され、せめて 1 日あけるか、翌日からということが多いです。ただ、1 日では調整が難しいというご意見は、阿部さんや野田さんからどんどん声をあげてほしいと思います。

それから、休暇の制度がない会社もあって、時折苦情を聞きます。会社で初めて選ばれて、休暇制度がないので声をあげたら、会社が制度を作ったという話もあります。そうして声をあげていくというのは、選ばれた人の仕事かなと思います。

先日大阪弁護士会のシンポジウムでも話しましたが、裁判員は手当をもらえます。私の場合は 2 回にわ



けて裁判があり、あわせると 52000 円程でした。有給休暇があれば経済的な負担はないと思うので、どんどん参加して、不便なことがあれば声を出すといいのではないかと思います。

裁判員として質問はしましたか？

小林) 具体的な審理に入って法廷では緊張されたと思いますが、お2人は質問はしましたか。それから、弁護士の話はわかりにくいとか、法廷での印象はいかがでしたか。

野田) 裁判員は誰も質問しませんでした。理由はとくにないのですが、質問して、被告人や家族の方に顔を覚えられて、後からあんな質問したと恨みを貰われるのは嫌だと話していた女性がいました。評議室で打ち合わせをして、質問は裁判官からしてもらいました。

検察官と弁護士の印象ですが、検察官はとてもせっかちで、まくし立てるように質問し、機関銃のように話す女性で、裁判官に注意される場面もありました。検察官側の資料はとてもわかりやすかったです。弁護人は男性と女性と1人ずつでした。弁護側の資料はエクセルの文字が、あるところは16ポイントであるところは12ポイントで。「これが部下なら差し戻しや。絶対あかんで」と話していたのを思い出します。被告人はとても反省し

ていて、背中が曲がっており、重い刑を科すのは気の毒な雰囲気でした。

阿部) 質問で聞きたいことを出し合う時は「はい」と手があがっても、「じゃあ誰が質問しますか」というと、手をひっこめるような感じでした。相談した結果、私が質問することになって、他の人が聞きたいこともまとめて、私から2、3回質問しました。不安はありましたが、これを聞かないと判断できないというところを聞きました。

被告人がベトナム人なので法廷通訳が入っていましたが、被告人が5分くらい話した後、通訳の話が3秒くらいで終わるので、本当かなと思うことがありました。休憩時間に裁判長に「ベトナム語って、あんな感じなんですか」と聞くと、「私もわかりません」とおっしゃってました。最後まで、ベトナム人の被告人がなぜそんなことをしたのかはわからなかったのが心残りです。質問で補ったつもりですが、正直なところ、裁判員はみんな、通訳の人を信用していなかったと思います。ベテランの方だったようですが。

小林) 阿部さんは、評議で疑問を残したくない点を裁判員を代表して質問した。野田さんは裁判官にかわりに質問してもらったんですね。消化不良になりませんでしたか。具体的には何を質問しましたか。

阿部) 実は、被告人だけでなく、被害者にも質問しました。

争点は被告人が一方的に首を絞めたのか、投げ飛ばしたのかという点でしたので、被害者の発言が重要で、証言の内容とずれがあったので、実際に投げ飛ばされたらどうなるかを評議室で実験したりしていました。そこを確かめるための質問をしました。

野田) 被害者は70代後半の女性だったのですが、二十数回殴られたと証言された。被告人は2回しか殴っていないと言う。それを確認するために質問してもらいました。

小林) 私の事件を担当したのは、「人の命は地球より重い」と、俳優のように芝居がかって述べる有名な検事さんでした。法廷で傍聴したことはあったのですが、裁判員と目線を合わせて話すので、皆さん面食らうほど、ドラマチックでインパクトがありました。検察官は、こなれてきてるなと思いました。被告人は、精神疾患があつて引きこもりをしていたのですが、その人を更生させるのにどうするか、弁護側は説得力がなかった。

先日、末期がんの夫の口をおさえて殺してしまったという事件取材しました。亡くなった夫は阪神大震災でうつ病になった。1人娘が亡くなってうつ病が悪化し、さらにがんになったという背景が説明され、逮捕段階でわからなかったことが、裁判で明らかにされていった。担当した裁判でも、やむにやまれぬ事情を解き明かし、被告人がどうすれば更生できるのか、見守っていけるのか考えたかったので、親御さんなどに7回質問しました。路上に女性の頭を打ち付けたので、その危険性の認識を問うなど、積み残しがないように質問しました。

被告人の体調の関係で9月に延期されたために被害者が法廷で証言できず、被害者の生の声を聞かないまま審理することに違和感を覚えたので、被害者のケガの重さや恐怖心を、被告人に何度も聞きました。

ここから、傍聴ではわからない評議についてお話しいただきます。

ワンチームの達成感を味わえた評議

阿部) 評議の流れをお話しします。裁判官は3人おられますが、裁判長以外の1人がファシリテーター役をしてくださって、被害者、被告人の証言や検察官、弁護人の主張のポイントを裁判員に説明してくれました。一気にではなく順を追って、「今回のポイントはここでしたね」と、とてもわかりやすく説明してくれました。私はそのポイントについてすべて納得していましたが、都度都度、

全員に「納得しましたか？」と聞いて、全員が納得した状態で次に進むという流れで、丁寧に議論しやすい進行之でした。私たちは緊張していますので、とくにはじめのうちは意見が出ないんですが、その雰囲気を見て、あえて「ここはどうなんですかね」と声をかけられて、「ここは聞いてもいいのか」とわかる雰囲気づくりをしてくれていたと思います。最終的には判決まで評議してワンチームになって、達成感を味わえたと思います。

野田) 評議室は大きな丸いテーブルがあつて、そこにチョコレートなどのお菓子がありました。まさかそういうものがあると思わなかったので、「これは誰が用意したのですか？ 僕らの税金ですか？」と聞くと、そうじゃないと。裁判官がポケットマネーで買ってくれていたとのこと。頭を使うので甘いものをということで配慮してくださっていました。コーヒーもインスタントでなくレギュラーコーヒーが用意されていて、話しやすい雰囲気を作ってくれていました。

評議室で感じたことはたくさんあります。まず、PTSDにならないようにとても配慮されていました。被害にあつたおばあさんは、おでこをざっくり切って14針縫うケガでしたが、これはカラー写真ではなくイラストでした。生々しいものを見せない配慮がありました。2つめは、裁判長の人間性です。裁判官は司法試験に受かって社会と隔離された冷たい人なんだろうと思っていたのですが、それを覆すエピソードがあります。検察官がまくしたてるように被告人に尋問をしていて、「あなた、これやりましたよね。やりましたね」と誘導尋問とも取れる話しぶりで、被告人は、「う〜ん……」と答えられなくなってしまう。そういうことが続く中、裁判長が「検察官。被告人はあなたの質問が早口なので理解できていないまま頷いているのがわからないのですか！」と遮りました。かたや弁護人に向かって、「あなたは今、被告人が誘導尋問で不利な状況になっているのに、なぜ異議ありと申し出ないのですか。それでも弁護人ですか」と言って休廷になりました。びっくりしたんですが、休憩中に裁判長が「見苦しいところを見せて失礼しました。被告人が罪を犯したことは許してはなりませんが、事件を起こすまでは、真面目に暮らしていたんです。犯罪を繰り返していた被告人ですが、51歳から8年間真面目に生きてきたんです」「8年間事件を起こさずに真面目に生きてきたのは奇跡だ。いい加減な被告人尋問は許さない」とおっしゃいました。

私たちは、真面目に生きているというのは当たり前

ことだと思っていたんですが、それを聞いて驚き、感動したんです。正直なところ、事件を起こした被告人は有罪にすればいいというくらいの気持ちでいたのですが、いい加減なことは許さないという言葉に感動して、被告人の人生を真剣に考える厳格なところにいるのだと、裁判官に対する見方が大きく変わりました。

眠れないほど考え抜きました

野田) 10日間、被告人と被害者の人生を考えました。それまでそんな経験はなかったわけです。求刑7年をどうするか、悩みに悩んで意見をぶつけあいました。「おばあちゃんの片目は失明しかかった。7年でも軽すぎる」「被告人は反省してうなだれていた。詐欺に遭わなければこんな事件にならなかったはず」と悩み、眠れない日もありました。

最終的には6年の判決に決まったのですが、悩み、苦しみながら評議した過程は、今となっては宝だなあと考えています。それがいちばん、皆さんにも、裁判員をやってみてほしいと考えるところです。

小林) 先日、大阪弁護士会のシンポジウムで、阿部さんと共に裁判員をされた方が名言を残されました。自分が務めるまで裁判員経験者はまわりにいなくて、都市伝説かと思っていたと。野田さんや阿部さんも、守秘義務については家族にも気を遣いながら過ごしておられたと思いますが、守秘義務についてはどうお考えですか？何かしんどいことはありますか。

阿部) 私も、まわりには裁判員をした人は誰もいないと思っていました。実は、野田さんと私は、5月に裁判所が開催したシンポジウムに経験者として参加していて、NHKのニュースに映ったんです。それを見て会社で「自分も裁判員をした」という人が声をかけてくれました。それまでは隠していました。私はどちらかというと伝えたいタイプですが、守秘義務は、どこまで言っていかが苦労しています。

私がこうして公開の場で話をするので、一緒に裁判員をやった仲間が特定されないかという心配もあります。どこまでが守秘義務かの定義もわかりにくいです。そこがいちばん、苦労しています。私個人が何かを言ってバッシングされるのはいいのですが、チームのメンバーが傷つくようなことは避けたい。ネット社会ではすぐに個人が特定されるので、難しいです。NGワードが決まっているなどパターンがあればよいのですが、そう

もいかず、今も悩んでいます。

野田) 最終日に、裁判長から「裁判員裁判に積極的に参加してもらえるように、裁判員をやって良かったという気持ちをまわりの人たちに伝えてもらい」という話があった時に、「どこまで話していいのですか」と質問しました。裁判長は、法廷での話は公開なので話していい。評議室で話したことについては、量刑の議論で、誰が懲役何年という意見を言った。彼には重い刑を科した方がいいというようなことを言ったというようなことはだめだが、それ以外は何を話しても大丈夫と言ってくださったのが、判断基準になっています。

小林) 野田さんが聞かれた説明は、わかりやすかったんですね。私の時は、そういう話はなかったです。裁判所の意見交換会で経験者に取材したことがありますが、行く前は上司が関心を持っているような口ぶりでも、実際終わってみると誰も聞いてくれない。何も話せないことがストレスになる人も多いようです。経験者がもっと発信することが、裁判員のやりがいを伝えることになると思うので、都市伝説の原因になっている守秘義務をもっとわかりやすくし、緩和していくべきじゃないかと思っています。

自分の経験もどんどん報道していきたいです。大阪弁護士会のシンポジウムの時も四宮啓先生が、もし私がどんどん書いて守秘義務違反になっても大阪弁護士会が大弁護団を組むという話をしておられました（笑）。評議した皆さんのプライバシーは守りたいですが、守秘義務は必要以上のものになっているように思います。たとえば、裁判員裁判で、後から証拠が見つかって大冤罪事件に発展するようなことがあった場合、その時の評議が適切だったか検証できた方がいい。誰が何を言ったかというのではなく、死刑の評決が割れたとか、そういうことは検証の材料になるべきなので、今の守秘義務はまずいと思っています。

私の裁判体は、検察側の意見を青で書いて、弁護人側の被告人に有利な意見を赤で書いて、色分けして整理していました。凶器の模型を見たり、身体を使いながら、この体勢で本当に可能なのか模擬実験もしました。私の経験を振り返ると、裁判官は雰囲気よく進めてくれましたが、量刑だけちょっと早く進んでしまった気がします。

阿部さん、野田さんの時はどうでしたか？ 量刑は何を目安に評議しましたか。

阿部) まずは、過去の類似事件のデータベースを裁判官が見せてくれて、その中身をみていきました。類似の事

件はどんな量刑になったかが棒グラフになっていて、その1つ1つの中身を詳しくみながら、それをベースに考えました。私たち素人は、いきなり「何年だと思いませんか」と言われてもわからないので、データベースをもとに話し合いました。

野田) 同じように、スクリーンに棒グラフを示されて、強盗致傷であればこう、いちばん軽い時はこのような事件。棒グラフがいちばん高くなっているのは求刑何年に対して弁護側がどう主張してこうなった。双方の主張のちょうど真ん中になったものもあれば、重い刑になったものも、軽い刑になったものもある。それらを1つずつ、細かく説明してくれました。

小林) 殺人事件なら被害者が1名か、複数か、凶器は何か、計画性があるか、というように見ていくのですが、まったく同じ事件というのは1つもないので、そこが悩ましいところです。野田さんが評議室のお菓子の話をしてくださいましたが、私の時は、若手の裁判官が「キットカットの新しいのが出てますね」と持ってきてくれたりしました。『イチケイのカラス』というマンガの描写は評議室を見てきたんじゃないかと思うくらい、そのままの雰囲気でした。

量刑の部分は、事実認定では模擬実験もして1人では出せない結論をみんなで出していきました。被害者や被告人をどう見るのかという視点は人によって違います。ふだんはわからない人の価値観の違いに気づくことができるのは、裁判員裁判のいいところだと思います。判決言い渡し後、裁判長が、「今日はお父さんも法廷に来てくれますね」と、被告人にうしろを振り向かせました。それは被告人の立ち直りを考えた僕たちの気持ちを酌んでくれたものと、印象に残っています。

裁判の判決は懲役4年6月で、すでに確定しているようなので、被告人はもう刑務所に入っていると思います。お2人の事件は控訴されているのかわかりませんが、いずれにしてもまだ外には出られていないですね。そういう重い判決を言い渡すことの重みや負担感がありましたか。

阿部) そこが、心理的にいちばん負担でした。私は、選ばれないと思っていたし、アピールもしないで、どちらかという下を向いて選任手続にのぞみました。ただはきはき話してただけです。抽選で選ばれて裁判が始まって、日程も、判決までのゴールも決まっていた状況でした。「えらいことやってるよね」と誰かがもらしましたが、チーム全員が同じ思いでした。なんでも言える

雰囲気があったので、たまたまその言葉が出た瞬間、みんなの顔が真剣になりました。また、眠れないまではいなくても、人の人生を変えてしまう判決を私たちがしているのかと話し合いました。裁判が終わった後も仲良くしていますが、今も「どう思う？」と熱く話し合うことがあります。そうしないと、1人で背負ってしまうと辛すぎて。4人で背負えば4分の1になるかなというくらい重いです。

野田) 10日目が判決でしたが、刑を決めたのは8日目でした。朝から評議してデータベースを見ながら、被告人がどういう人生を歩んできたかも話し合っていたのですが、どうしても納得できない。「人の人生を変えるのに、どうしても今日1日で結論が出せるのか」という意見が出て、その日のうちに決めずに、もう1日考えましょうということになり、9日目にもういちど評議して、ようやく意見がまとまりました。

「えらいことにかかわってる」という責任感

小林) そういう、「えらいことにかかわってる」という感覚はありますよね。一方でそれを人任せにしないという責任感や達成感もあるのだと思います。

裁判員の負担感というような報道がありますが、取材していて、これは負担ではないと印象に残ったことがありました。司法、立法、行政と三権の中で直接市民が結論を出せるのはこの制度だけです。立法は選挙ですし、行政の審議会でも市民ができるのは監視です。裁判員は重い決断をすることになりますが、これはチャンスであり、権利ですよ。そこをもう一度、10年の節目で捉え直した方がいいと思います。

それから、PTSDに関連して、ご遺体などの刺激証拠ですが、野田さんは、配慮は適切だったと思いますか。カラー写真でなくモノクロのイラストだったということですが、むしろカラーで見ておいた方が事件の重みを受け止めて判断できたということはありませんか。

野田) カラーで見せてほしかったという意見でした。けがをした被害者はおばあちゃんですが、顔は丸い輪郭に目や鼻を線でしゅっとう書いただけのイラストでした。被害者は大きな傷を負っているのに、こんな人を馬鹿にしたようなイラストはどうかなという意見が、とくに女性からありました。

小林) 取材していて、僕もそう思っていました。記者でも生のご遺体を見ることはないです。僕の担当した事件

は凶器がなかったので、女性の顔が腫れている、血が流れているという写真でした。ただ、事件によっては凄惨なものもあります。大阪市内で20代の娘さんが亡くなった事件で、ご遺体は腕と脚が胴体から切り離されて京都と大阪にバラバラに遺棄されていた。そのご遺族が会見されて、「なぜこれを証拠採用してくれないのか。写真も見えてくれない。白黒写真もイラストもないままに裁判員が判断したこの判決は軽すぎる」と、怒っておられました。裁判員の10年の中で、実際にPTSDになった方が訴訟を起こされたし、気分が悪くなった方もいるので配慮は進んできたと思いますが、実際、裁判は証拠を見て判断するものだと考えると……。

阿部) 全員がちゃんと見たいという意見でした。日を追うごとに、えらいことやってるなあという気持ちになって、いろんな証拠を見たいという意見になりました。そこは難しいところで時間がかかるのですが、もっと見ておきたいという気持ちで、最後は「ベトナムに行くか」くらいの感じでした。

小林) 白黒の写真にしたり、血だまりはマーカーでぬりつぶすとか、一瞬だけ写すというような配慮がされていますね。裁判員が見たくない場合は、そう意思表示すればいいと思います。

ご自身が担当された裁判は新聞やテレビで報道されましたか。それから、裁判員制度10年の報道についてはどう感じておられますか。

経験者として伝えたいこと

野田) 担当した事件は報道されませんでした。上司がPTSDを心配してくれましたが、報道はネガティブなものばかりが全面に出ていると思います。裁判員経験者の9割がやって良かったという現実をもっともっと報道してほしいです。裁判員を経験した人は、事件報道を見て、これは裁判員裁判になるんだろうなあ、裁判員になった人はたいへんだろうなあと想像をしながらニュースを見えています。

阿部) 事件はニュースになっていました。最初に報道されるのは被告人が事件を起こしたということで、悪い印象だけが伝わるといいます。その結末も報道されるとよいのですが、どうでしょう。裁判の報道は、どうしてもネガティブですよね。仮にいいことがあっても、ひどかったことばかり強調される。その方が食いつきがいいということなんでは。ただ、そうなると実際に裁判員

を経験してわかったような、被告人にもいろんな背景があってそうだったということは伝わらない。被告人が更生して社会に出てきた時に、世の中に悪いイメージで出されてしまうのはどうかと思います。

小林) 裁判の原稿が短いと思います。さきほども述べましたが、逮捕された時は介護殺人として報じられたけど、震災でうつ病になって、その後子どもを亡くして、やむにやまれぬ事情があったことが裁判で解き明かされた。心神耗弱が認められて執行猶予になったのですが、自分が裁判員をやってみて、そういうストーリーを報じたいと思うようになりました。

その裁判では、精神保健福祉士さんを法廷に呼び、施設に入れて、看護師さんをつけるなどの更生支援計画を出したので、裁判員が納得して執行猶予をつけられた。このようなことを弁護士の先生方にも知ってほしいと思いました。トータルに、それぞれの人の事情を捉えてほしい。制度の良さも伝えていきたいです。

最後に第2部のまとめとして、裁判員を務めて生活や心持ちなどが変わったことがあれば教えてください。また、裁判員のやりがいなど、伝えたいことがあればお願いします。

野田) 裁判所に行くこと自体がふだんはないことで、職場や日常生活では経験できないことを経験させてもらいました。1人の人生をここまで深く掘り下げて考えるというのも初めての経験です。これを他のメンバーで共有して、お互いに話ができる。補充を含む裁判員8人の間では守秘義務はありませんので、何でも話せることは私の財産になっています。皆さんも選ばれたら、ぜひやっていただきたいと思います。

阿部) 裁判をご一緒した7人のメンバーと今も交流できていて、また、野田さんともおつきあいできるようになって、こういう経験は、ほんとうに貴重です。もし皆さんに通知が来たら、まずやってみて、それから考えてみてください。今私は、会社で、この経験を伝える役目をしていたいと思っています。たぶん野田さんは協力してくれると思うので、一緒をお願いしたいです。ただ経験して終わるのでなく、経験したからこそ、それを伝えていきたいなと思っています。

小林) 報道に携わる人間として気になるのは、事件が起きると袋だたきにあう人がいることです。裁判員裁判を経験すると、被告人の人生の歩みに思い至ります。人として一生懸命生きてきたことに想像が及ぶ。裁判はそういう場だと思います。それぞれの人の事情に身を置いて

考える作法が感じられました。

それから、裁判員の評議はぜったいに意見をつぶさないんです。全員が意見を言い切って、他の人の意見を尊重して、受け止めて結論を出していく。そういうことが今、インターネットなど少ない情報で他者への攻撃性が増している中で、とくに重要だと思います。一報道人として、こういう見方もある、こういう事情があるということも、広く伝えていきたいと思いました。たとえば、「被告人が反省していないように見えた」という声には、裁判官が「口下手な人もいるし、僕が見てきた中ではとても反省してる。罪を認めるだけでも反省してるんですよ」と話す場面があって、とてもいい経験になりました。抽選で選ばれる確率は低いですが、傍聴して裁判にふれることもできます。

※ 2019 年 12 月 1 日開催の公開学習会のプログラムのうち、第 2 部「裁判員経験者の話を聞く」の内容を収録。

“裁判員 ACT” 裁判への市民参加を進める会 2019 年度連続セミナー&公開学習会実施報告書

発 行 社会福祉法人 大阪ボランティア協会 “裁判員 ACT” 裁判への市民参加を進める会

連絡先 〒 540-0012 大阪市中央区谷町 2 丁目 2-20 2F

市民活動スクエア「CANVAS（キャンバス）谷町」

Tel：06-6809-4901（代） Fax：06-6809-4902

Email：office@osakavol.org

URL：https://www.osakavol.org/